

【コメント】

Yves Sassier 教授の報告をめぐって

平田 茂樹

大阪市立大学

フランスの政治システムと中国の政治システムとを比較検討する立場から、以下若干の感想を述べていく。評者の専門は中国の政治史研究、とりわけ10世紀半ばから13世紀後半にかけて存在した宋代を中心に研究している。時期的にはSassier教授の報告の時代と重なるが、宋代の政治システムとは異なる印象を受ける。

まず、中国の政治システムをあらわす「専制国家」、「君主独裁政治」といった幾つかの概念を整理しておきたい。中国の国制史理解には幾つかの見解があり、一概にまとめることは難しい¹。その中で、中国史研究会というグループは秦漢帝国成立から清朝解体まで二千年余にわたり皇帝に権力を集中させる「専制国家」という特質を中国王朝は保持し続けたと理解する²。中国の基本的な国制史理解はひとまずこの「専制国家」という概念で括るとし、次にその下位システムと言うべき、宋代の政治システムについて説明しておく。

宋代の政治システムについては、内藤湖南・宮崎市定両氏が「君主独裁政治」という概念を用い、日本の学界では通説化している³。両氏の論によれば、唐代の貴族政治（皇帝と貴族の協議体による政治）が、貴族階層の没落・庶民の台頭、科挙制による士大夫階層の成立、貨幣経済の浸透、新儒学・庶民文化の興隆などの社会・経済・文化の諸変革と連動しながら、宋代以降の「君主独裁政治」へ移行としたとする。具体的には、科挙に基づく官吏登用制度の発達、募兵制による常備軍の設置、巨大な常備軍を養うために専売・商税収入を中心とした財政構造の確立等々、多くの政治構造上の変化が見られる。なお、この「君主独裁政治」という概念は、宮崎が述べるように、個人が権力を一手に握り専断を行う「専制君主」とは一線を画し、あくまでも高度に発達した官僚制度を基盤に、最終的な政策決定を皇帝に一任する政治システムを指す。

さらに、政治上においては、唐代までの宰相を介する形で皇帝、官僚間の政治意志の交流が行われた方式に代わり、官僚たちが文書、あるいは直接的に皇帝との対面を許される方式（「対」システム）で意見交換を行う形が発達していく⁴。宮崎市定氏の言葉を借りるならば、「この様に極めて多面的に官僚に直接接触するのが宋以後の天子の特質であり、天子の独裁権も必然的にそこから発生し完成されたということが出来る」（『宋代官制序説—宋史職官志を如何に読むべきか—（『宋史職官志索引』所収、同朋舎、1963年）。宋代の筭子、明代の題本、清代の奏摺といった皇帝、官僚間を直接行き来する文書の発達や、明代になると宰相制度が廃止され、多くの官府が直接皇帝のもとに置かれる変化などがその代表的なものである。

こうした中央集権化の仕組みが進む一方、Sassier教授の報告にあった「集会」に類似の性格を有する各種の官僚の「集議」も、政策決定の重要な方法として存在した。宋代の「集議」

に関する資料を検討していくと、政策決定過程に絶えず現れる恒常的な「集議」と皇帝の諮問を受けて開かれる臨時的な「集議」の二つのパターンを見出すことができる。前者は尚書六曹の議、宰執の議といった形で、史料上において確認される。一方、後者は政策立案の重要部局である尚書を基点に、関係官僚が加わっていく拡大会議方式をとることが多く、規模の小さいものとしては「台諫の議」、「侍従の議」から「侍従・台諫の議」といった形で人数が増えていき、最も重要な問題、例えば国家の命運を左右する戦局の決定などは「百官の議」といった中央の文武官僚が招集され議論する形が取られる。

しかし、宋代の事例を見る限り、「集議」の多くは礼制関係などに集中する傾向があり、政策決定は「集議」を開かずに、直接、皇帝と官僚との間のやりとりを通じて決定される傾向が強い。これは「対」システムの発達と関わるものであるが、同時に「筭子」、「御筆」といった文書システムの発達とも深く関わっている⁵。さらに、宋代においては、恒常的な専門機関が発達したこと、及び臨時会議方式を用いるよりは、例えば制置三司条例司、中書条例司といった臨時諮問委員会と言うべき機構の設置によって代替されることも増え、前代ほどの「集議」の活用は行われない傾向となる。

また、今回のSassier教授の報告は「封建制」という用語は使われないものの、分権化の時代をテーマとされていたことからして、中央集権化を極めた宋代の政治システムとは一線を画すものとの印象を受ける。むしろ、分権化傾向の強い宋代以前の時代との類似性を比較検討しておく必要がある。

内藤湖南、宮崎市定両氏は、3世紀末から10世紀頃までの魏晉南北朝隋唐時代を貴族政治の時代として位置づけている。フランスのように権力そのものが地方分権化されることはなかったものの、皇帝権力が相対化し、代わって貴族階層が政治の中心勢力となり、彼らが代々世襲的にその地位を継承していく。科挙による官吏登用制度の発達、あるいは吏部による統一人事が行われ、君臣関係が一元化された宋代とは異なる⁶。一方、魏晉南北朝隋唐時代においては、皇帝と命官（皇帝が任命した中央官僚及び地方官府の長官・次官クラス）との間に君臣関係が存在するものの、官府の属吏は命官に任命権があり、命官と属吏の間には一種の君臣関係になぞらえる関係が存在していたとされる。とりわけ魏晉南北朝時代には貴族層が「辟召」（官府の長官が中央政府の手を経ずに属吏を招聘する制度）と呼ばれる人事システムを利用して官界人脈を形成したのに加え、地方の民政、軍事の大権を掌握するポストに就き大きな権力を振るった。川勝義雄氏などはこの時代には個人と個人とを結びつける紐帯が、任侠的關係・質任關係や門生故吏關係という形で広く見られること、そしてこの関係はきわめて人格的な主従關係として一種の封建的人間關係として考えられるとし、家土制や従士制と訳されるVasallitätまでには至らないものの「封建制への傾斜」を示すものとして捉えている⁷。従って、以下のコメントでは貴族政治の時代として括られる、魏晉南北朝隋唐時代との比較という形で述べていく。

第一に、「集会」によって政策決定が行われていくスタイルについて述べてみたい。中国史においても、官僚たちが集まり、政策について討議する「集議」と呼ばれる会議が存在し、これが政策決定に大きな役割を果たしている。上述したとおり、この「集議」方式が大きな機能

を有したのは、宋代以前の時代であり、多くの研究が積み重ねられてきている。例えば、この会議の構造についてまとめられた渡辺信一郎氏は晋六朝の朝議についてこう整理する。晋六朝期の朝議は、①三十数名からなる尚書八座丞郎の日常的な行政府最高政務会議、②毎月朔望に開かれる定例の公卿議、③礼官・法官を中心とする専門会議、④重要案件を審議する内外博議・通議の重層構造になっていたと述べる⁸。なお、この晋六朝期に先立つ秦漢時代においては、大議、公卿議のような一定の地位、身分を有する官僚を招集する会議方式が中心であり、晋六朝期になると③の専門会議の発達が見られるようになり、さらに次の隋唐時代になると①を発達させた宰相会議が設けられるなど、重層的な会議方式による政策決定システムは高度化していく。

以上のように中国の「集議」の重層的構造による政策決定システムは、今回取り上げられたフランスの事例と重なってくる部分がかかなりある。しかし、この「集議」の性格はフランスの事例とは微妙に異なる。そもそも「集議」は皇帝の諮問という形式によって開かれるものであり、ここでの決議は拘束力を持たない。皇帝の元には参加者の大多数の賛成を得て文書化された「議文」とそれに反対する「駁議」の文書の両方が届けられ、皇帝が最終的な決裁を行う。従って、少数意見の「駁議」が採用されることもあり得る。

「集議」そのものに皇帝の政策決定を制限する効力がなかったからと言って、当時の政治エリートである貴族層に皇帝の決裁に反対する力がなかったわけではない。まず、貴族たちは家柄を背景として、皇帝を凌駕する社会的地位を有していた。このことについて、内藤湖南氏は次のように述べる。

即ち当時の政治は貴族全体の占有というべきものであって、貴族でなければ高き官職に就くことが出来なかったが、しかし第一流の貴族は必ず天子宰相になるとも限らない。ことに天子の位置は尤も特別のものにして、これは実力あるもの手に帰したが、天子になっても其家柄は第一流の貴族となるとは限らない。唐太宗が天子になれるとき、貴族の系譜を調べさせたが、第一流の家柄は北方では博陵の崔氏、范陽の盧氏などにて、太宗の家は隴西の李氏で三流に位するということなりしも、此家柄番附は、天子の威力でも変更する事が出来なかった。南朝に於ても王氏、謝氏などが天子の家柄よりも遙に重んぜられた。是等は皆同階級の貴族の間で結婚をなし、それ等の団体が社会の中心を形成して、最も良き官職は皆此仲間の占める所となった。（「概括的唐宋時代観」『歴史と地理』9-5, 1922年）

また、皇帝の命令は「詔」という形で出されるが、この「詔」を起草する段階、そしてその起草された「詔」を審査する段階というものが存在しており、この段階において担当官は異議申し立てを行うことが可能であった。内藤湖南、宮崎市定といった研究者はこの異議申し立て機能を高く評価し、この機関と共に、人事を担当した「吏部」のポストを貴族たちが独占することを通じて、彼らが皇帝に対抗できる存在だったと位置づけている。

つまり、政策決定の過程を見ていった場合、中国の政治システムは官僚たちが中心になって政治意志を形成していく段階と、皇帝が中心となり政治意志を決定していく二つの段階が存在し、前者の過程においては皇帝は基本的に関与しない。むしろ、官僚の集議には皇帝が列席す

ることは稀であった。そして、この段階は「集議」あるいは別の形を取るにせよ、あくまでも皇帝に提出するための議案を作る段階であり、貴族勢力が強いこの時代にあっては貴族の世論が深く関わってくる。そして、その議案を皇帝が決裁する段階において、始めて皇帝と貴族勢力との対抗関係が表面化する。中国史の場合、貴族政治と称された政治システムは、前者の段階における貴族の「世論」を背景とした「集議」の役割を高く評価すると共に、後者の詔の作成から審議、発布の過程において貴族たちがどのように皇帝の政治意志に関与していくのか、両者の面を通じて議論されている。

第二に、フランスの国王文書に見られた、「司教およびその他の臣下たちの助言と同意に基づき」あるいは「朕が臣下の共同の助言に基づき」といった政策決定における政治エリートの助言、同意ということについて述べてみたい。中国史においては、こうした皇帝の文書においては、政治エリートの助言、同意といった文言は基本的には存在しない。国家の政策は、皇帝の命令である「詔」という形で発布される。第一の点で述べたように、実際の政策決定過程において貴族階層の助言、同意が必要とされるケースは多々あったが、文書の発行形態においてはあくまでも皇帝その一人の責任と権限によって行われる。皇帝が天命を受けて中国を統治する「天子」という性格を持っていたことと深く関わっていると思われる⁹。そのため皇帝は自らの政治が妥当を欠く場合、「天譴論」という形で天災と結びつけ批判されるか、「革命」（「天命」を革める）という形で王朝交替が行われることとなる。

第三に、フランスにおいて、カロリング朝期の高級権門とは異なる形で、11世紀の半ば頃より、身分の低い新しい政治エリートが政策決定の中枢を担っていくという歴史的变化について述べてみたい。中国史においても、ちょうど10世紀頃、貴族から士大夫への政治エリート層の交替が見られる。貴族は家柄を基盤にその地位を継承していったものであり、彼らの教養は、詩を作り、文言文を作る「文学」的方面に向けられた。

一方、士大夫は科挙の試験科目として詩賦（文学）、経義（哲学）、論策（論文試験、主として歴史の知識を問う）の科目に対応する形で広く文学、哲学、歴史学の教養が求められた。そして、これらの教養と共に実務的な能力が求められることとなるが、その要因として、唐宋変革期における、政治の複雑化をあげることができる。先にも述べたが、宋代以降の国家の特質として、以前の兵農一致を原則とする府兵制に代表される徴兵制度から募兵制へ転換し、100万を超える常備軍を有する体制となる。宮澤知之氏は宋代の財政の特質を「軍事財政国家」と捉えている。その特徴として、従来の土地税を財政収入の中心とした体制から、軍事費捻出のために専売・商税収益を中心とした財政構造に転換し、その軍需物資を供給するために、長江流域（経済中心地）—首都（政治中心地）—西北辺（軍事中心地）を結ぶ国家的な物流システムが構築されたとする¹⁰。軍事財政国家の確立は、同時に三司系組織に代表される財政機構の発達を促進することとなり、官僚の職務として財政の分野が増大する。また、裁判業務も格段に増えていく。宋代の史料には「健訟」（裁判沙汰を好む風潮）の問題がしばしば言及され、また民間においては「書舗」と呼ばれる代書人業が発達し、郷塾において「訟学」といった裁判知識習得が盛んに行われるようになる。このように、政治自体も財政、裁判といった専門知識への必要性が増していった時期であり、士大夫階層は貴族層と比べ、より実務に明るいタイ

ブが求められることとなる¹¹。唐宋間の政治エリートの登用法の変化について内藤湖南が、貴族らしい人物を選ぶ唐代の人格主義の科挙より、宋代の実務主義に基づく科挙に転換したと表現しているように、より実務的な傾向が増したことは事実である。フランス史と同様な政治エリートへの実務能力重視傾向が生じてくるという事実は興味深いものがある。

次に、皇帝側近集団と官僚制との関わりについて簡単に触れておきたい。中国の政策決定過程を見る限り、皇帝に近い側近集団が権力を握る現象は中国史を通じて現れる。内廷において皇帝のプライベートな生活部分から政務まで関与した宦官の存在などはその最たるものであるが、それ以外にも皇帝の命令文書を作成する機関であった漢代の「尚書」、魏晋南北朝の「中書」、唐代後半頃から登場する「翰林学士」、あるいは明代の「内閣」など皇帝の命令文書を起草するという権限において権力を握った官僚機構が存在している。これらの多くは設置当初は身分的にはあまり地位が高くなく、皇帝との近さから権力を握るという点で大きな特徴がある¹²。そしてこれらの機関が発達していくと、これらは次第に政治エリートが就くポストに変化していき、別の皇帝側近の機関が発達するという循環的な構造を取っていく。今回の報告の中ではこうした循環構造は触れられていないが、恐らくフランス史においても同様な現象は見出すことは可能ではないかと思う。

以上、三点にわたりコメントしてきた。「封建社会」と「専制国家」という、フランスと中国の国制の違いからして、政治上の比較は極めて難しいが、貴族勢力を中心とした分権化構造における政治上の仕組み、あるいは官僚制度の発達過程における「集議」を用いた政策決定の仕組みなど、類似の政治システムを見いだすことができた。Yves Sassier教授の報告において、政策決定の仕組みを「同意」と「集合性」にアクセントを置き分析するという試みがなされていたが、中国史においても「集議」や皇帝決裁の仕組みを手掛かりに政策決定を分析する手法は依然として主流を占めており、今後ともこの方向を検討していく価値は十分あると考える。

注

- 1 国制史と深く関わる中国史の時代区分論争については、多くの専著が出されているが、比較的わかりやすくまとめられたものとして谷川道雄『中国中世の探求 歴史と人間』（日本エディタースクール出版部、1987年）をあげておく。
- 2 足立啓二『専制国家史論 中国史から世界史へ』（柏書房、1998年）。
- 3 内藤虎次郎『中国近世史』（弘文堂、1947年）、宮崎市定『東洋の近世』（教育タイムス社、1950年）。
- 4 平田茂樹「宋代政治構造試論—対と議を手掛かりとして—」（『東洋史研究』52-4、1994年）。
- 5 宋代の笏子の使用方式には幾つかのケースがある。その一つに「対」の際に直接、皇帝に文書を届ける方式がある。また、笏子が官僚から直接、皇帝へ届けられる文書の方式であったとすれば、その逆の皇帝から直接官府あるいは官僚に送付される文書形式として「御筆」と呼ばれる方式が北宋の終わり頃から発達していく。この「御筆」について研究をした徳永洋介「宋代の御筆手詔」（『東洋史研究』57-3、1998年）は御筆システムが明代の内閣の票擬の先駆的な制度であったとする。
- 6 漢・六朝代の重層的官府連合・二重の君臣関係から、六世紀末の隋の文帝の改革を基点として、唐宋代の三省六部を中心とした官僚機構の集権化、科举制の導入・吏部による統一した人事の実施による君臣関係の一元化の進行については、渡辺信一郎『中国古代国家の思想構造—専制国家とイデオロギー』（校倉書房、1994年）に詳しくまとめられている。
- 7 川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、1982年）。
- 8 渡辺信一郎『天空の玉座 中国古代帝国の朝政と儀礼』（柏書房、1996年）。
- 9 中国の皇帝は二つの顔を持つ。すなわち、天や地の神々と帝国の外部の夷狄の国々に向かって用いられる「天子」という称号と、帝国内部の行政や自分の祖先などの死者に対する祭祀の際に用いられる「皇帝」の称号を有する。そして、皇帝は「天子」即位礼と「皇帝」即位礼の二つを行って始めて中国支配の正当性を獲得する。詳しくは小島毅「天子と皇帝—中華帝国の祭祀体系」（『王権の位相』弘文堂、1991年）、金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、2001年）参照。
- 10 宮澤知之『宋代中国の国家と経済』（創文社、1998年）。
- 11 この一つの傾向を現すものとして11世紀半ば頃、王安石が進めた「吏士合一策」をあげることができ。これは士大夫に実務的能力と士の品位を兼ね備えさせようとする政策であり、徳行と関わる経義を重視する一方、官吏登用や官職任用において法律の試験を課すことを実施した。ただ、この試みは司馬光等の反対に遭い、失敗に終わる。そして、実務は次第に専門業務を請け負う「胥吏」や「幕友」と呼ばれる下級の専門家が担当するようになっていく。詳しくは、（宮崎市定「王安石の吏士合一策—倉法を中心として」『桑原博士還暦記念東洋史論叢』弘文堂、1930年）参照。
- 12 山本隆義『中国政治制度の研究 内閣制度の起源と発展』（同朋舎、1968年）。